

各 部 局 長  
秋 田 県 教 育 長  
秋 田 県 警 察 本 部 長  
各 地 域 振 興 局 長  
部 内 各 課 長  
様

秋田県建設交通部長

低入札価格調査制度調査対象工事における  
前払金の額の取扱いについて（通知）

このことについて、県発注工事の適正な施工の確保を図るため、平成19年10月1日以降に入札公告等を行う工事について、次により取り扱うこととし、併せて関係通知を別添のとおり改正しましたので、低入札価格調査制度を適用する工事を発注するに当たっては、入札参加者への周知等に遺漏のないようお願いします。

なお、各部局長等にあつては、関係各課所に周知してください。

1 前払金の額の引き下げについて

(1) 秋田県低入札価格調査取扱要綱に基づく低入札価格調査を経て落札した者と契約を締結する場合にあつては、前払金の額を請負代金額の10分の2以内とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項を次のとおり読み替えるものとする。

1) 第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。

2) 第35条第5項（継続費による契約、全部債務負担による契約、一部債務負担による契約及び3年以上債務負担による契約に係る契約事項にあつては第35条第6項）中「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

(2) (1) の契約を締結する場合にあつては、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に書き換えるとともに、第35条第5項（継続費による契約、全部債務負担による契約、一部債務負担による契約及び3年以上債務負担による契約に係る契約事項にあつては第35条第6項）中「10分の6」を「10分の4」に書き換えたうえで、当該契約事項を契約書に添付するものとする。

2 入札参加者への周知について

低入札価格調査制度を適用する工事を発注するに当たっては、入札公告及び入札説明書（通常の指名競争入札に付す工事にあつては指名の通知）において、低入札価格調査を経て落札した者との契約については前払金の額を請負代金額の10分の2以内とする旨を明らかにするものとする。

3 実施時期

この取扱いは、平成19年10月1日以降に入札公告及び入札説明書（通常の指名競争入札に付す工事にあつては指名の通知）を行う工事について適用する。

担当 建設管理課企画・建設業班  
電話 018-860-2426  
FAX 018-860-3829

（令和4年10月17日建政-1277 一部改正（令和4年11月1日から施行））  
附則 改正後の規定は、令和4年11月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。